

## 雲仙市建設工事入札参加資格承継事務取扱要領

平成19年5月25日

告示第58号

(趣旨)

第1条 この告示は、建設会社の合併、営業譲渡、分割などによる建設工事競争入札参加資格者の地位の承継について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1) 入札参加資格 市が発注する建設工事の入札に参加するため建設業者が有すべき資格。

(2) 承継 入札参加資格を有する者が、当該資格について入札参加資格のない者あるいはすでに入札参加資格を有している者に、その地位を引き継がせること。

(3) 資格要件 雲仙市建設工事等入札参加の資格審査及び選定要綱(平成17年10月11日雲仙市告示第72号。以下「要綱」という。)に掲げる建設工事の競争入札に参加しようとする者に必要な要件。

(4) 入札参加資格者 要綱の規定により入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されている者をいう。

(5) 合併 商法(明治32年法律第48号)又は有限会社法(昭和13年法律第74号)の規定による合併をいう。

(6) 営業の譲渡 商法又は有限会社法の規定による営業の譲渡をいう。

(7) 分割 商法又は有限会社法の規定による会社分割をいう。

(8) 審査結果等 雲仙市建設工事請負業者選定基準(平成18年5月25日雲仙市告示第83号、以下「基準」という。)に規定する建設工事の種類ごとの審査点数及び格付けをいう。

(承継の対象者)

第3条 この告示に基づき承継を申請できる者は、次の各号に該当する者とする。

(1) 会社法(平成17年法律第86号、以下「会社法」という。)の規定による合併により消滅した法人の場合(以下「消滅会社」という。)当該合併後、消滅会社の入札参加資格を承継しようとする新設された法人又は当該合併により存続する法人

(2) 会社法の規定による事業譲渡によりその入札参加資格に係る事業全てを譲渡した法人(以下「譲渡会社」という。)で、建設業に係る事業全てを廃止し又は県への入札参加資格を辞退した場合、当該譲渡会社の入札参加資格を承継しようとする法人

(3) 会社法の規定による会社分割を行い、入札参加資格に係る事業全てを廃止し又は当該入札参加資格を辞退した法人の場合(以下「分割会社」という。)当該分割後、分割会社の入札参加資格を承継しようとする新設された法人又は既存の法人

(4) 死亡又は病気等の理由により入札参加資格に係る営業を全うできないため建設業を廃業した個人の場合(以下「特別被承継人」という。)その者の営業年度と連続して営業を開始し、特別被承継人の業務を補佐していた配偶者又は2親等以内の者である

個人

(5) 建設業を廃業した個人の場合(以下「被承継人」という。)その者が代表者となつて営業年度が連続する形で会社を設立し、被承継人が50パーセント以上出資した法人

(6) その他前各号に類する場合

(承継の範囲)

第4条 前条の規定により承継を申請できる入札参加資格の範囲は、当該資格者であった者が有していた資格に係る建設業の種類範囲とする。

(承継に係る審査結果等及び効力)

第5条 第8条の規定により承継申請した入札参加資格のうち、第3条第1号から第3号に掲げる者(以下「合併者等」という。)は、名簿に登載する審査結果等を変更するものとし、第3条第4号及び第5号に掲げるものについては従前の審査結果等を引継ぐものとする。

なお、第3条第6号に掲げる者に係る審査結果等の取り扱い及び次項以下に規定する効力等については、その都度決定する。

2 前項の規定により審査結果等を変更する時点及び従前の審査結果等を引き継ぐことを決定する時点は、第9条の承認の通知書に記載した承継の効力を生じる日(以下「発効日」という。)とする。

なお、第3条第4号及び第5号に該当する市内建設業者が、建設業の許可において、許可番号の引継ぎが認められることとなった場合には、その者に係る建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けた日が発効日であるものとする。

3 合併者等のうち、承継申請をする者が入札参加資格者であり、かつ合併、営業譲渡及び分割を行った時点で承継を希望する全ての建設工事の種類について、当該承継申請者が許可を受けている場合(長崎県に主たる営業所を設けて営業している建設業者(以下「県内建設業者」という。))については、許可の申請を行い、適正に許可行政庁から受理された場合を含む。)前項の規定にかかわらず、第7条に規定する承継申請に係る誓約書提出日以降であれば、発効日以前についても入札参加資格者であった者及びそれを承継申請する者が従前有する入札参加資格の範囲内及び審査結果等で入札参加できるものとし(以下「みなし資格期間」という。)それ以外の場合については一時的に入札参加資格が消滅し、発効日までのみなし資格期間はないものとする。

4 第3条第4号及び第5号に掲げる者の発効日以前の期間については、承継を希望する全ての建設工事の種類について許可を受けた日(県内建設業者については、許可の申請を行い、適正に許可行政庁から受理された日)以降を、前項のみなし期間として取り扱う。

5 第3項及び前項のみなし資格期間に係る審査結果等については、入札参加者であった者と承継申請者の従前有する入札参加資格に係る審査結果等のうち、重複する建設業の種類の場合は、原則としていずれか高い評価であるものを、それ以外の業種については入札参加資格者であった者が有する審査結果等であるものとみなす。

(承継承認に係る基本的条件)

第6条 承継については、原則として次の各号に定める基準全てに該当する場合に承認する。

- (1) 第2条第3号の資格要件を満たす者であること。
- (2) 第3条の承継対象者の要件を満たす者であること。
- (3) 合併者等については、「建設業者の合併に係る建設業法上の事務取扱の円滑化等について」(平成7年12月4日建設省経建発第297号、建設省建設経済局建設業課長通知)第二の一の(3)に規定する合併時経審、「建設業の譲渡に係る建設業法上の事務取扱の円滑化等について」(平成10年12月24日建設省経建発第350号、建設省建設経済局建設業課長通知)第二の一の(3)に規定する譲渡時経審又は「建設業の分割に係る建設業法上の事務取扱の円滑化等について」(平成14年3月29日国総建発第79号、国土交通省総合政策局建設業課長通知)第二の一の(3)に規定する分割時経審のいずれか(以下「合併時経審等」という。)該当するものの申請を行っていること。

この審査基準日は、第1号の要件のうち、基準第5に掲げる総合数値に係る審査基準日に適合しているものとみなす。

- 2 合併時経審等申請を行わず、その承継申請の原因となった合併等の直後の営業年度終了の日を審査基準日とする経営事項審査の申請を行っている場合は、前項第3号に該当するものとみなす。

(承継に係る誓約書の提出)

第7条 合併者等で承継を希望し、かつ第5条第3項のみなし資格期間適用を希望する者は、次条の承継申請を行う以前に、その原因となる事実発生後、様式第1号により申請期限を示した誓約書を提出することを要す。

- 2 第5条第3項に規定するのみなし資格期間を認める条件を満たす者から前項の誓約書が提出された場合、要綱第8条に規定する名簿に、発効日までの措置として所要の修正を行う。

(承継の申請手続き)

第8条 承継を申請しようとする者は、必要に応じ次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 入札参加資格承継申請書(様式第2号)
- (2) 次に掲げる添付書類。但し、 から までの書類については、承継人が雲仙市建設工事入札参加資格をすでに有している場合は省略できるものとする。
  - 一般競争(指名競争)参加資格申請書(建設工事用)
  - 建設業許可証明書
  - 営業所一覧表(県外建設業者の場合に限る。)
  - 経営事項審査結果通知書(写)
  - 都道府県税及び市町村民税の未納がないことを証明する書面(写)並びに消費税及び地方消費税の未納がないことを証明する書面(写)
  - 入札保証金及び契約保証金の免除措置に係る工事の実績を証明する書類
  - 次のケースに応じて示す書類
- ア 合併の場合(合併により存続する会社又は新設された会社を甲、消滅する会社

を乙とする。)

1. 合併後の定款(甲のみ)
2. 承継を希望する建設工事の種類に係る許可証の写(甲のみ、許可証明書も可)
3. 合併後の商業登記簿謄本(甲のみ)
4. 許可取消通知書の写又は廃業届(許可行政庁の受付印のあるもの)の写(乙のみ)
5. 第6条第1項第3号の合併時経審又は同条第2項によりそれと同等とみなされた経営事項審査に係る申請時に有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写(甲のみ)

イ 営業譲渡の場合(営業の譲渡で入札参加資格に係る営業を譲り受けた会社を甲、譲渡した会社を乙とする)

1. 営業譲渡契約書の写
2. 営業譲渡契約を承認決議した株主総会の議事録の写(甲及び乙)
3. 定款(甲のみ)
4. 公正取引委員会届出受理後の写(甲及び乙、但し届出が必要な場合のみ)
5. 承継を希望する建設工事の種類に係る許可証の写(甲のみ、許可証明書も可)
6. 商業登記簿謄本(甲のみ)
7. 許可取消通知書の写、廃業届(許可行政庁の受付印のあるもの)の写(建設業許可廃業の場合)又は入札参加資格喪失(及び辞退)届のいずれか(乙のみ)
8. 第6条第1項第3号の譲渡時経審又は同条第2項によりそれと同等とみなされた経営事項審査にかかる申請時に有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写(甲のみ)

ウ 分割の場合(分割で入札参加資格に係る営業を引き継いで新設される会社又は当該営業を承継する会社を甲、分割する会社を乙とする)

1. 分割計画書(乙のみ)又は分割契約書の写
2. 分割計画を承認決議した株主総会の議事録の写(乙のみ)又は分割契約を承認決議した株主総会の議事録の写(甲及び乙)
3. 変更(新設)後の定款(甲のみ)
4. 承継を希望する建設工事の種類に係る許可証の写(甲のみ、許可証明書も可)
5. 分割後の商業登記簿謄本(甲のみ)
6. 許可取消通知書の写、廃業届(許可行政庁の受付印のあるもの)の写(建設業許可廃業の場合)又は入札参加資格喪失(及び辞退)届のいずれか(乙のみ)
7. 第6条第1項第3号の分割時経審又は同条第2項によりそれと同等とみなされた経営事項審査に係る申請時に有効な経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写(甲のみ)

エ 一定の要件を満たした個人から個人への承継の場合(承継人を甲、被承継人を乙とする)

1. 戸籍謄本又は除籍謄本(甲及び乙の関係がわかるもの)
2. 所得税、個人事業税又は市町村民税の申告書等の控(甲及び乙)
3. 甲と乙の営業年度が連続していること及び甲が乙の業務を補佐していたこと

が確認できる資料又は申立書（様式不問）

- 4．乙が営業を継続できないことが確認できる資料等
- 5．承継を希望する建設工事の種類に係る許可証の写（甲のみ）
- 6．許可取消通知書の写、廃業届（許可行政庁の受付印のあるもの）の写（乙のみ）

オ 一定の要件を満たした個人から法人への承継の場合（承継法人を甲、被承継人を乙とする）

- 1．商業登記簿謄本（甲のみ）
- 2．定款（甲のみ）又は乙が甲に対して出資した状況が確認できる書類
- 3．甲と乙の営業年度が連続していることを確認できる資料又は申立書（様式不問）
- 4．承継を希望する建設工事の種類に係る許可証の写（甲のみ）
- 5．許可取消通知書の写、廃業届（許可行政庁の受付印のあるもの）の写（乙のみ）

（3）その他市長が審査に必要な書類として支持する書類

（承継の承認）

第9条 第8条の入札参加資格承継申請書の提出があったときは、内容を審査し、適正であると判断された場合には、様式第3号により当該申請者に承継を承諾した旨通知するものとする。

なお、承継の承認の通知に当たっては、各発注期間への周知等、発注事務処理への支障を考慮して、発効日をあらかじめ指定しなければならない。

（承継した入札参加資格の有効期間）

第10条 前条の規定により承認された承継に係る入札参加資格の有効期間については、発効日から要綱第7条に規定する有効期間の終期までとする。

（資格名簿上の取扱い）

第11条 承継承認後は、名簿に所要の修正を行う。

第12条 この告示に定めのない事項について疑義が生じた場合は、その都度定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 特に必要と認める場合は、工事に関する調査、設計及び測量業務の競争入札に参加できる者の入札参加資格の承継について、この規定を準用できるものとする。

様式 略